

## 独立行政法人自動車事故対策機構 第二期中期目標

自動車事故による惨禍は、被害者やその家族に深刻な被害をもたらすものであり、依然として大きな社会問題となっているため、これらの惨禍について一層対策を講じていく必要がある。

自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障制度は、自動車損害賠償責任保険(自動車損害賠償責任共済を含む。)、政府の自動車損害賠償保障事業、及び自動車事故対策計画に基づく事業(以下「自動車事故対策事業」という。)の3つを柱としており、自動車事故防止と車社会のセーフティーネットとしての同制度の役割はますます大きく、国民生活の安定に不可欠のものとなっている。

独立行政法人自動車事故対策機構(以下「機構」という。)は、自動車事故の発生の防止と被害者保護の増進を目的として、この自動車事故対策事業のうち、民間にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがある自動車事故の被害者に対する身体的又は財産的被害の回復に資する支援、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導等を行うものである。

その業務運営に当たっては、本中期目標に従い、業務の質の確保を図りつつ効率性・自律性を高めるものとし、機構の中期計画においては、一層質が高く効率的な運営を図るため、機構が担う任務・役割との関係を踏まえ、国の政策の重点化に併せた業務の重点化や効率化の方針を明確に示すものとする。

### 1. 中期目標の期間

中期目標期間は、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間とする。

### 2. 業務運営の効率化に関する事項

#### (1) 組織運営の効率化

主管支所及び支所ごとの業務実態を把握した上で、業務の集約化・効率化を図る。

#### (2) 人材の活用

業務に必要な職員を確保するとともに、職員の能力開発を促進し、組織の一層の活性化を図る。

#### (3) 業務の運営の効率化

##### ① 指導講習業務・適性診断業務

I T化等を通じた業務の効率化による経費の削減と受講者・受診者数の拡大等を

図るとともに、義務講習・義務診断の受益者による実費の全額負担を目指しつつ、今中期目標期間における自己収入比率<sup>(注1)</sup>については、最後の事業年度において50%以上とする。

(注) 自己収入比率＝自己収入(手数料収入等)／総収入(＝総経費)

#### ②療護施設の設置・運営

ア 質の高い治療・看護を適正なコストで実施するため、医療に対する外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

イ 自己収入の増加の観点から、療護施設が保有する高度先進医療機器を有効活用し、外部検査を積極的に受け入れる。

#### ③交通遺児等への生活資金の貸付

ア 業務運営等の見直しにより、債権回収率90%以上を確保しつつ、更なるコスト削減を図る。

イ 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示について、適切に実施する。

#### ④業務全般

ア 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成18年度比で15%程度に相当する額を削減するとともに、業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成18年度比で10%程度に相当する額を削減する。

イ 業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、一般競争入札の推進や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る。

ウ 資産の有効活用のため、機構の保有する施設について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る観点から、見直しを行う。

### 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### (1) 指導講習業務・適性診断業務

① 受講者・受診者・事業者のニーズに適切に対応した講習及び診断を実施するとともに、より事故防止に効果的なものとするため、講習内容及び診断内容の充実・改善を図る。

② 職員の資質の向上を図るとともに、自動車の運行管理を適切に実施する安全確保体制の強化に資するため、運送事業者の安全マネジメント等の支援を実施する。

- ③ 以上により、事業者の安全対策の充実・改善を促進し、事故防止効果を高める。
- (2) 指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援  
新たに指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等について積極的に認定取得を支援する。
- (3) 療護施設の設置・運営
- ① 療護施設においては、遷延性意識障害者に対し、質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から公平な治療機会の確保を図りつつ、必要な措置をハード・ソフト両面において実施し、治療効果を高める。
- ② 療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、専門的診療・看護体制と高度先進医療機器を活用した治療・看護技術の開発・普及を図るため、研究成果の公表や部外医師・看護師等に対する研修を実施する。
- ③ 地理的要因等を勘案して一般病院に療護施設機能の一部について委託を行い、遷延性意識障害者の治療・看護の機会を拡充する。
- (4) 介護料の支給  
重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を実施するとともに、介護に関する指導助言等により、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。
- (5) 交通遺児等への生活資金の貸付  
被害者や交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付けを行うとともに、精神的支援を効果的に実施する。
- (6) 自動車事故による被害者への情報提供の充実  
自動車事故による被害者等の相談窓口の機能を充実するとともに、提供できる情報の内容を拡充する。
- (7) 自動車アセスメント情報提供業務
- ① 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供をより効果的に行うことにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高める。
- ② 質の高いアセスメント試験を行うとともに、アセスメントをより効果的なものとするため、実事故との相関を分析し、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。
- ③ 海外のアセスメント関係機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図る。
- ④ 外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。
- (8) 自動車事故対策に関する広報活動  
機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度と機構業務について効果的に広報活動を行う。

#### 4. 財務内容の改善に関する事項

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における自己収入比率等の目標を考慮した上で適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

#### 5. その他業務運営に関する重要事項

##### (1) 施設及び設備に関する事項

業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

##### (2) 人事に関する事項

人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度末までに平成17年度における額の5%以上を基本とする削減を着実に実施するとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを進める。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。